

質問第二号

保安隊演習地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年五月二十一日

成瀬 幡 治

参議院議長 河井 彌 八 殿

## 保安隊演習地に關する質問主意書

一、保安隊の演習場として計画中の所は、愛媛県温泉郡小野村、長野県有明村、東京都駒沢、岩手県一本木村、青森県新城村、岡山県横井村が問題になつてゐるが、これらの接收予定面積はどの位か。

二、右以外に保安隊演習場として新設又は拡張計画があるならば、地名及び接收面積を明示してもらいた  
らう。

三、日本國とアメリカ合衆國との間の行政協定によつて接收された土地の買収価格、賃貸料、損害補償は、何を基準にして算定するか。

四、保安隊の演習地については従来しばしば木村保安庁長官は米軍の演習地と共同使用すると言明してきてたが、この方針は最近の自衛軍増強によつて變つてきたかどうか。

以上各項別に明確な回答を要求する。